

# 新館清掃施設整備に係る生活環境影響調査

報 告 書

【概要版】

平成 29 年 1 月

八 王 子 市



# 目 次

第1章 施設の設置に関する計画等 .....	1
1. 施設の設置者に関する計画等 .....	1
2. 施設の設置場所 .....	1
3. 設置する施設の種類 .....	1
4. 処理対象の廃棄物 .....	1
5. 施設の処理能力 .....	1
6. 施設の処理方式 .....	1
7. 施設の構造及び設備 .....	2
7.1 施設計画の概要 .....	2
7.2 給排水計画 .....	4
7.3 廃棄物運搬計画 .....	5
8. 公害防止対策 .....	6
8.1 環境保全対策 .....	6
8.2 維持管理計画 .....	7
8.3 関係法令等 .....	8
第2章 生活環境影響調査項目の選定 .....	15
1. 生活環境影響調査項目の抽出 .....	15
2. 選択した項目及び選定しなかった項目とその理由 .....	16
第3章 生活環境影響調査項目の調査概要 .....	17
1. 大気質 .....	17
1.1 調査対象地域 .....	17
1.2 現況把握 .....	17
1.3 予 測 .....	20
2. 騒 音 .....	23
2.1 調査対象地域 .....	23
2.2 現況把握 .....	23
2.3 予 測 .....	26
3. 振 動 .....	28
3.1 調査対象地域 .....	28
3.2 現況把握 .....	28
3.3 予 測 .....	29
4. 悪 臭 .....	30
4.1 調査対象地域 .....	30
4.2 現況把握 .....	30
4.3 予 測 .....	32

第4章 生活環境影響調査の結果及び総合的な評価 .....	33
第5章 その他の調査項目の評価 .....	34

## 第1章 施設の設置に関する計画等

### 1. 施設の設置者に関する計画等

事業者の名称：八王子市

代表者の氏名：八王子市長 石森 孝志

所在地：東京都八王子市元本郷町 3-24-1

### 2. 施設の設置場所

東京都八王子市館町 2700 番地

### 3. 設置する施設の種類

一般廃棄物処理施設

### 4. 処理対象の廃棄物

- ・収集可燃ごみ
- ・持込可燃ごみ
- ・可燃性粗大ごみ
- ・不燃物処理後可燃残渣
- ・プラスチック資源化後可燃残渣
- ・側溝汚泥
- ・不法投棄物

### 5. 施設の処理能力

焼却施設の処理能力は表 1-5-1 に示すとおりである。

表 1-5-1 施設の処理能力

項目	既存	計画
処理能力	300 t/日 (150 t/日×2 炉)	168 t/日 (84 t/日×2 炉)
稼働時間	24 時間/日	24 時間/日
年間稼働日数	280 日	280 日

### 6. 施設の処理方式

廃棄物の処理フローは図 1-6-1 に示すとおりである。

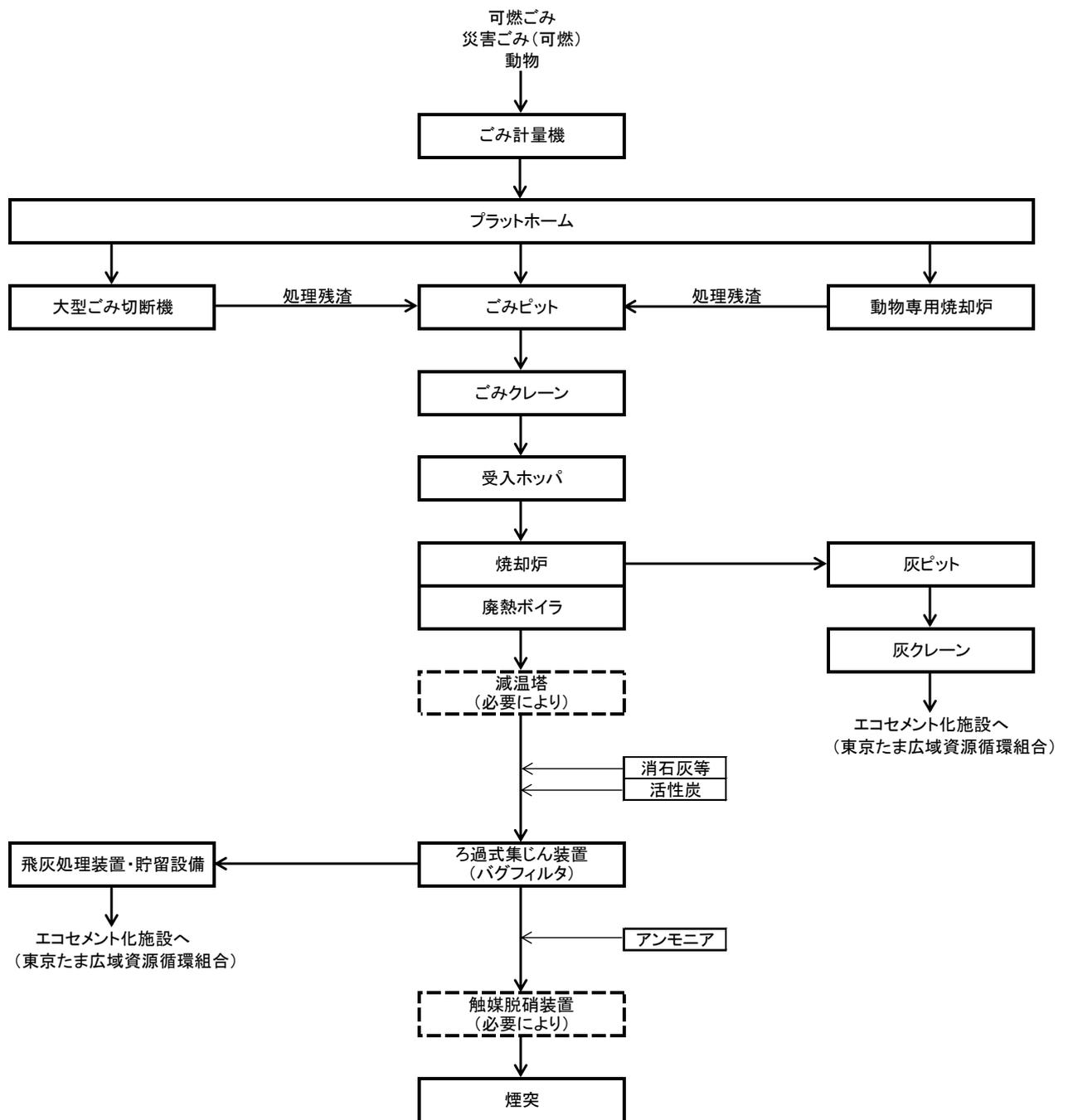


図 1-6-1 廃棄物処理フロー

## 7. 施設の構造及び設備

### 7.1 施設計画の概要

既存（供用前）及び計画（供用後）の施設計画の概要は、表 1-7-1 に示すとおりである。また、計画施設の配置状況は図 1-7-1 に示すとおりである。

表 1-7-1 施設計画の概要

項目		既存	計画
工場棟	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造、鉄筋コンクリート造)
	地上階数	4 階	5 階
	地下階数	1 階	1 階
	高さ	G. L. +24 m	G. L. +36 m
	深さ	G. L. -7.7 m	G. L. -16 m
管理棟	構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造	鉄骨造または 鉄骨鉄筋コンクリート造
	高さ	11 m	16 m
付属施設	計量棟	鉄骨造・平屋建て	鉄骨造・平屋建て
	ごみ収集車両車庫	鉄骨造 (壁なし)	鉄骨造 (管理棟 1 階に設置)
	危険物倉庫	補強コンクリートブロック造	鉄筋コンクリート造・平屋建て
	自動車整備庫	鉄骨造	鉄筋コンクリート造・平屋建て
	紙資源ストックヤード	テント造	テント造
	剪定枝ストックヤード	—	テント造
	給油所	鉄筋コンクリート造・平屋建て	鉄筋コンクリート造・平屋建て
	煙突	構造	鉄筋コンクリート構造
高さ		地上 100 m	地上 100 m

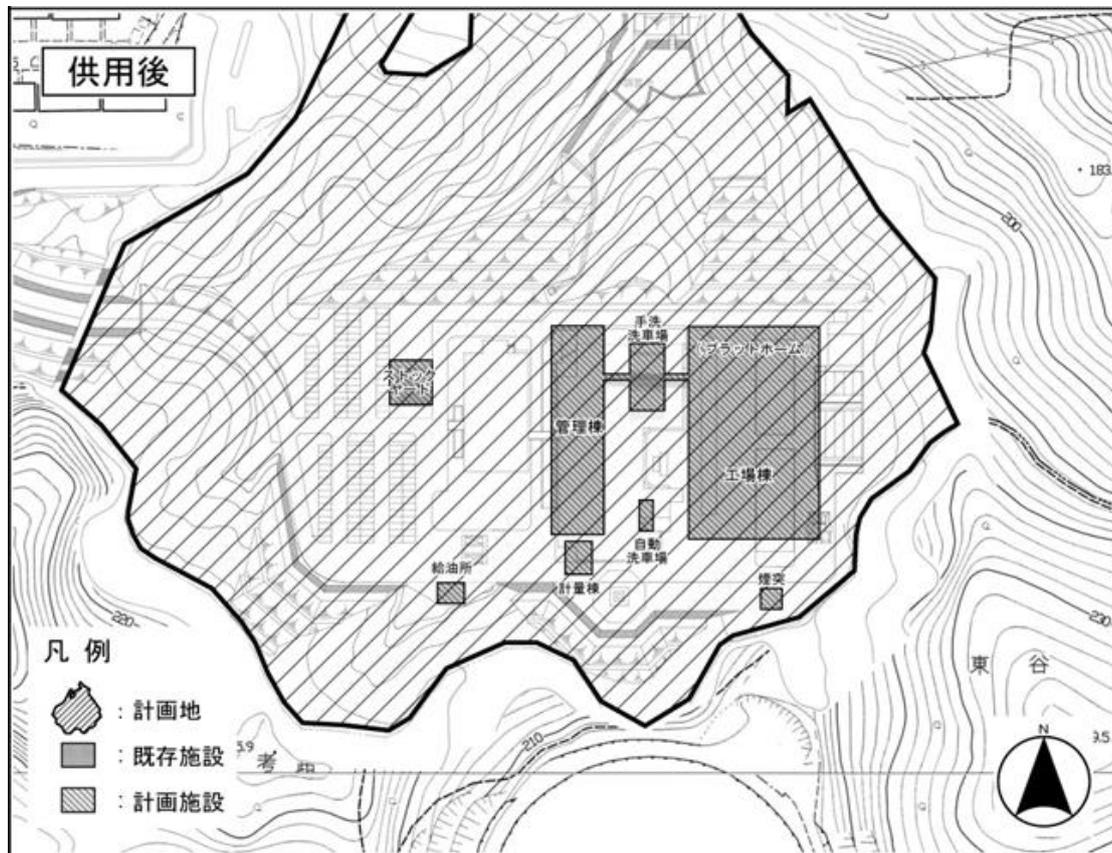


図 1-7-1 施設配置図  
(供用後)

## 7.2 給排水計画

### (1) 給水計画

本事業における給水は、生活用水については上水道を、プラント用水は上水道及び再利用水を使用する計画である。また、水洗便所や植栽散水には、建物屋上に降った雨水を、雨水貯留槽に貯留したものを利用する。

給水設備として、受水槽、ポンプ、機器冷却水槽、冷却塔、消火水槽・防火水槽、雨水貯留槽を設置する。

### (2) 排水計画

本事業において計画している排水処理フローは、図 1-7-2 に示すとおりである。

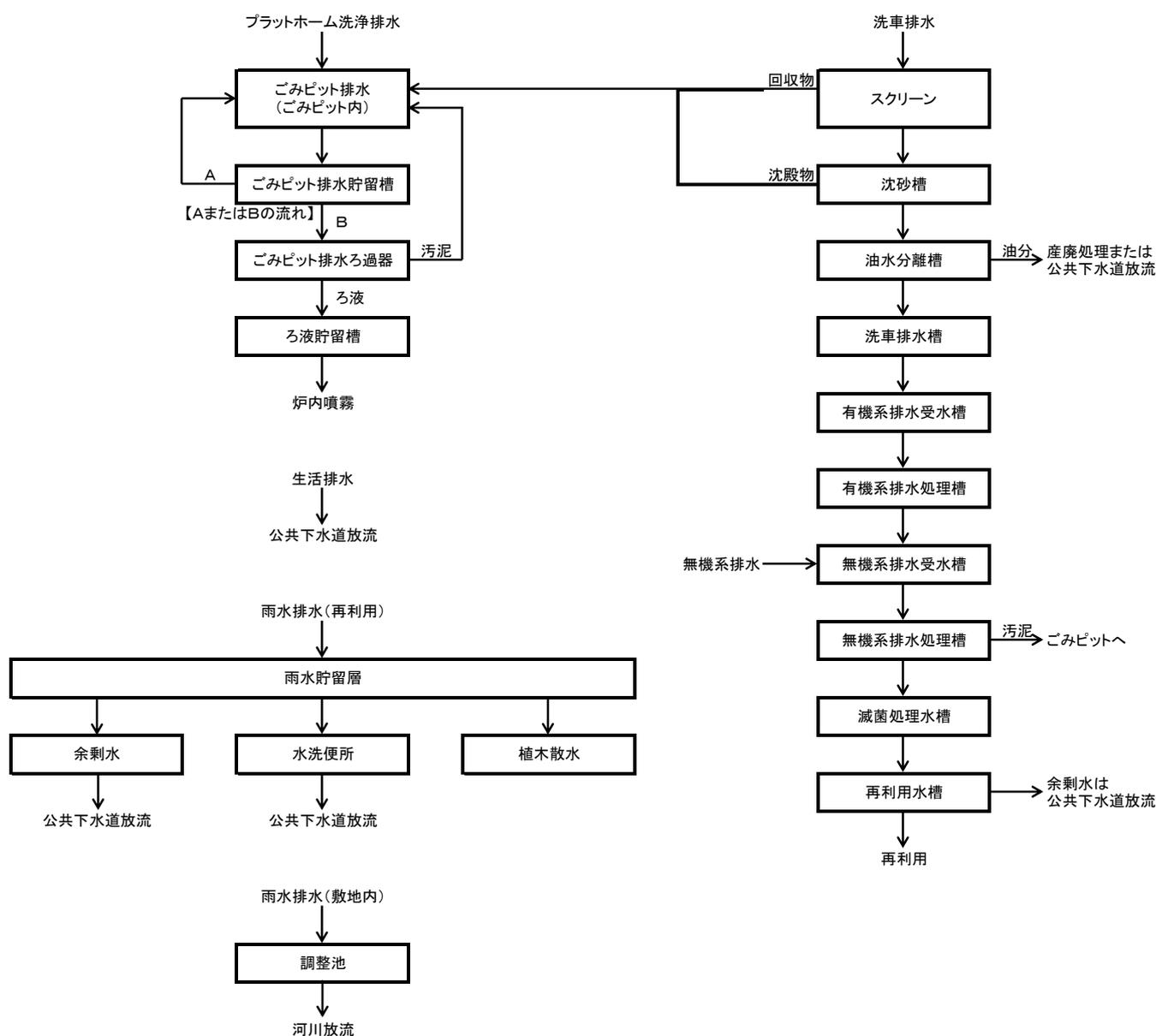


図 1-7-2 排水処理フロー

### 7.3 廃棄物運搬計画

施設の稼働によるごみ等の収集及び搬入は、原則として平日の午前8時30分から午後5時までとする。また、ごみ収集車両、灰運搬車両及び個人持込み車両（以下、「廃棄物運搬車両」という。）の主な走行ルートは、旧館清掃工場を稼働していた時とおおむね同様の計画である。

廃棄物運搬車両及び職員通勤車両（以下、「廃棄物運搬車両等」という。）の台数は表 1-7-2 に、走行ルートは図 1-7-3 に示すとおりである。

表 1-7-2 廃棄物運搬車両等の台数

項目		現況 <sup>注1)</sup> (①)	計画 (②)	増加分 (②-①)
廃棄物運搬車両	ごみ収集車両	大型車	11	11
		小型車	117	87
	灰運搬車両	大型車	3	3
		個人持込み車両	180	180
職員通勤車両	小型車	90	90	0

注1) 現況は平成27年度の実績値である。

注2) 大型車及び小型車の分類については「平成22年度 道路交通センサス 全国道路・街路交通情勢調査」(国土交通省 ホームページ)に準じた。

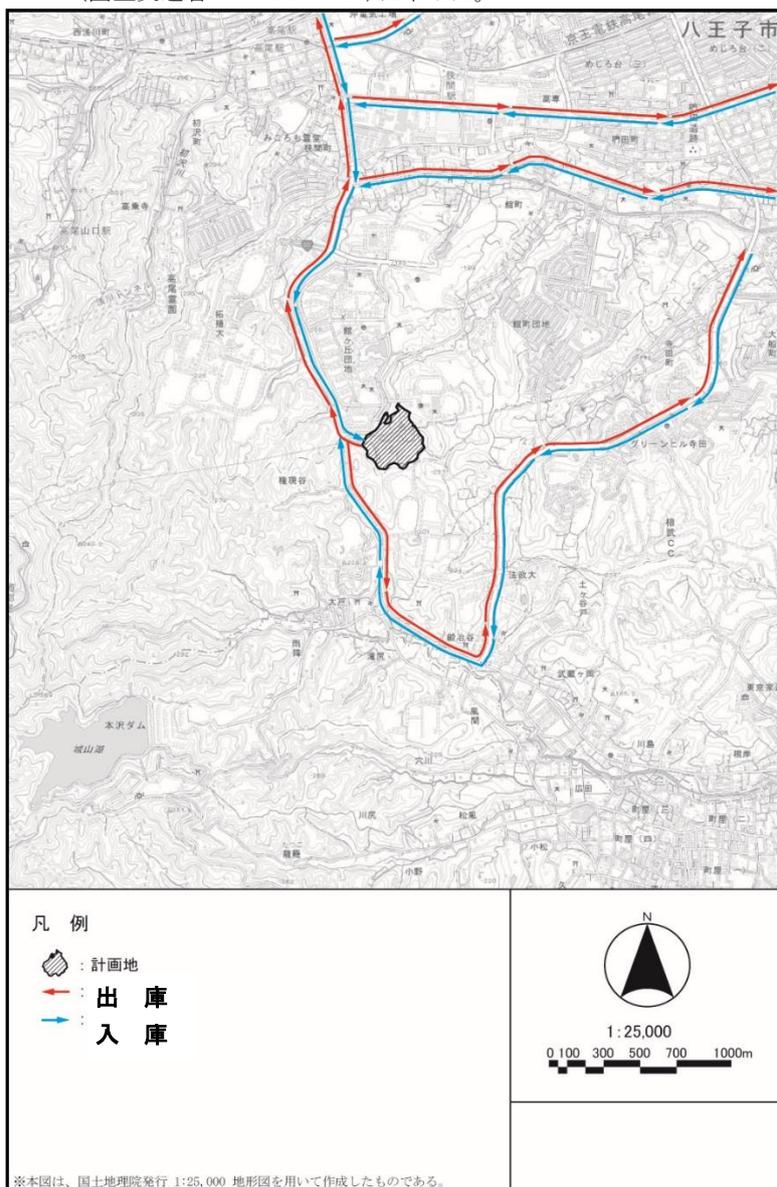


図 1-7-3 廃棄物運搬車両走行ルート

## 8. 公害防止対策

### 8.1 環境保全対策

本事業における施設の環境保全対策及び維持管理計画は、以下のとおりである。

#### (1) 大気汚染の防止

##### ア. 煙突排ガスの排出

- ・ろ過式集じん装置（バグフィルタ）により、ばいじんを高効率に捕集する。
- ・乾式または半乾式の薬剤を噴霧し、硫黄酸化物、塩化水素を除去する。
- ・無触媒脱硝法または触媒脱硝法<sup>注)</sup>で燃焼制御法を併用し、窒素酸化物を除去する。
- ・活性炭吹込法を採用し、ダイオキシン類及び水銀を除去する。
- ・施設機器の点検及び整備を徹底し、性能維持を図る。万一、大気質への影響が懸念される場合は、早急に機器改善等の措置を行う。

##### イ. 廃棄物運搬車両の走行

- ・廃棄物運搬車両の急発進や不要な空ぶかし、必要以上の暖機運転の防止に対する指導を徹底する。
- ・廃棄物運搬車両が特定の場所に集中しないよう、搬入ルート分散化に努める。
- ・通勤通学時間帯に廃棄物運搬車両が集中しないよう、搬入時間の分散化に努める。
- ・廃棄物運搬車両の低公害車（天然ガス車など）導入に、積極的に努める。
- ・廃棄物運搬車両が清掃工場近傍の公道で停滞しないよう、ごみ計量機を2台設置するとともに、敷地内に十分な滞留スペースを確保する。

#### (2) 騒音・振動の防止

##### ア. 施設の稼働

- ・騒音の大きな機器については、遮音性の高い建屋内への設置や壁面の吸音処理等防音対策を施した上で設置する。
- ・施設機器の点検及び整備を徹底し、性能維持を図る。万一、騒音・振動の影響が懸念される場合は、早急に機器改善等の措置を行う。

##### イ. 廃棄物運搬車両の走行

- ・廃棄物運搬車両の急発進や不要な空ぶかし、必要以上の暖機運転の防止に対する指導を徹底する。
- ・廃棄物運搬車両が特定の場所に集中しないよう、搬入ルート分散化に努める。
- ・通勤通学時間帯に廃棄物運搬車両が集中しないよう、搬入時間の分散化に努める。
- ・廃棄物運搬車両の点検及び整備を徹底し、過度な騒音の発生防止に努める。
- ・廃棄物運搬車両が清掃工場近傍の公道で停滞しないよう、ごみ計量機を2台設置するとともに、敷地内に十分な滞留スペースを確保する。

---

注)「触媒」とは、化学反応を起こす物質系とともに比較的少量存在することで、自らは反応の前後において化学的に変化をせず、しかも反応の速度を変える役目をする物質である。この反応を利用して窒素酸化物を除去する方法を「触媒脱硝法」という。また、触媒を使用せずに、高温排ガス中にアンモニアや尿素などの還元剤を吹き込み、窒素酸化物を無害な窒素と水に還元する方法を「無触媒脱硝法」という。

### (3) 悪臭の防止

#### ア. 煙突排ガスの排出

- ・焼却炉の稼働時には、ごみピット内の空気を燃焼用として強制的に焼却炉に吸引し、800℃以上の高温で臭気物質を熱分解する。
- ・施設機器の点検及び整備を徹底し、性能維持を図る。万一、悪臭の影響が生じる場合は、早急に原因を究明し機器改善等の措置を行う。

#### イ. 施設からの悪臭の漏洩

- ・工場棟は原則密閉とし、外部との開口部分は最小限にとどめる。
- ・プラットホームの出入口扉にはエアカーテンを設置し、ごみ収集車両の入退場以外は原則、出入口扉を閉め、外気とプラットホームを遮断する。
- ・ごみ投入扉は、ごみ投入時以外は閉鎖し、外部に臭気が漏れるのを防止する。
- ・定期補修など全炉停止時には、ごみピット内の空気を脱臭装置に送り、活性炭吸着により処理するとともに、ごみピット内は負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする。
- ・ごみピット、ごみ投入扉、プラットホーム、プラットホーム出入口扉の臭気対策として薬液噴霧装置（圧力噴射式）を設置する。
- ・ごみ収集車両の車体に付着したごみや汚水は、施設退出時に自動洗車場で適宜洗浄する。また、清掃工場内の道路は適宜洗浄する。
- ・計画施設のプラント設備から排出されるプラント系排水については、清掃工場内に設置するプラント排水処理設備において凝集沈殿処理を行い、公共下水道に放流する。また、計画施設から発生する生活排水については、公共下水道に放流する。
- ・施設機器の点検及び整備を徹底し、性能維持を図る。万一、悪臭の影響が生じる場合は、早急に原因を究明し機器改善等の措置を行う。

## 8.2 維持管理計画

本事業における自主基準値及び監視頻度は、表 1-8-1 に示すとおりである。なお、その他の維持管理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 法律第 137 号）に基づき、適正に行う計画である。

計画地は準工業地域であり、北東側は第一種低層住宅専用地域、北西側は第一種中高層住宅専用地域となっており、南側は町田市の市街化調整区域となっている。

表 1-8-1 維持管理計画に基づく自主基準値等

対 象	項 目		自主基準値	監視頻度
大気質 (燃焼排ガス)	硫黄酸化物	ppm	10 以下	1 回/年
	窒素酸化物	ppm	50 以下	
	ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.01 以下	
	塩化水素	ppm	15 以下	
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.1 以下	1 回/年
騒音	騒音レベル (敷地境界)	dB	朝 : 55 以下 <sup>注2)</sup>	1 回/年
			昼間 : 60 以下 <sup>注2)</sup>	
			夕 : 55 以下 <sup>注2)</sup>	
			夜間 : 50 以下 <sup>注2)</sup>	
振動	振動レベル (敷地境界)	dB	昼間 : 65 以下 <sup>注3)</sup>	1 回/年
			夜間 : 60 以下 <sup>注3)</sup>	
悪臭	地表 (敷地境界)	—	臭気指数 12以下	1 回/年
	排出口 <sup>注1)</sup>	—	qt=566/Fmax 以下 qt : 排出ガスの臭気排出強度 (m <sup>3</sup> N/h) Fmax : 悪臭防止法施行規則に基づく 方法により算出する値	
	排水水	—	臭気指数 28以下	

注 1) 本事業における煙突高さは 100m と計画しており、煙突排出口の基準は「悪臭防止法」(昭和 46 年 法律第 91 号) の第二種区域の「排出口の実高さが 15m 以上の施設」で「排出口の実高さが周辺最大建物の高さの 2.5 倍以上」に該当する。

注 2) 計画地の東側の騒音規制法等に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準の区域の区分は、第一種区域に接することから、第二種区域の「第一特別地域」に該当する。したがって、「第一特別地域」の敷地境界における騒音レベルの自主基準値は朝 : 45dB 以下、昼間 : 50dB 以下、夕・夜間 : 45dB 以下とする。なお、「第一特別地域」の場合、敷地境界における騒音レベルは、学校等の敷地の周囲おおむね 50m の区域内に計画地の一部が含まれていても、規制基準から 5dB 減じる措置の対象とはならない。

注 3) 学校 (穎明館中学高等学校) の敷地と隣接している箇所については、5dB を減じた値とする。

### 8.3 関係法令等

#### (1) 大気汚染の防止に係る法令等

##### ア. 環境濃度に関する法令等

「環境基本法」(平成 5 年 法律第 91 号) 第 16 条に基づく「大気汚染に係る環境基準」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 法律第 105 号) 第 7 条に基づく環境基準は、表 1-8-2 に示すとおりである。

なお、塩化水素については、環境省では廃棄物焼却炉に対する規制基準を定めるにあたって、一般環境における目標環境濃度 (0.02 ppm 以下) を示している。

表 1-8-2 大気汚染物質に係る基準等

物質	環境上の条件	出典
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。	「大気の汚染に係る環境基準について」 (昭和48年 環境庁告示第25号)
浮遊粒子状物質	1時間値の日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下であること。	「二酸化窒素に係る環境基準について」 (昭和53年 環境庁告示第38号)
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 (年平均値)	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」 (平成11年 環境庁告示第68号)

イ. 排出濃度に関する法令等

ばい煙発生施設等に関する規制は表 1-8-3 に示すとおりである。

本施設は、「大気汚染防止法」(昭和43年 法律第97号)に定めるばい煙発生施設のうち廃棄物焼却炉(火格子2 m<sup>2</sup>以上又は焼却能力200 kg/h以上)であり、いおう酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物の規制対象となる。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年 法律105号)に基づき、大気基準適用施設のうち廃棄物焼却炉(火床面積0.5 m<sup>2</sup>以上又は焼却能力50 kg/h以上)に対してダイオキシン類の規制対象となる。

東京都では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年12月 都条例第215号)(以下、「環境確保条例」という。)により、ばい煙発生施設に関する措置として大気汚染防止のために必要な措置及び都が行う対策への協力について定めているほか、ばい煙等発生施設に関する措置を定めている。

表 1-8-3 ばい煙発生施設等に関する規制

項目	規制値	適用
いおう酸化物	90 m <sup>3</sup> N/h (K値=6.42 <sup>注1)</sup> )	適用地域：八王子市
窒素酸化物	250 ppm (On=12%)	昭和54年8月10日以降設置
ばいじん	0.08 g/m <sup>3</sup> N (On=12%)	処理能力：2 t以上4 t/h未滿 平成10年7月1日以降設置
塩化水素	700 mg/m <sup>3</sup> N <sup>注2)</sup>	有害物質の排出基準 (廃棄物焼却炉)
ダイオキシン類 <sup>注3)</sup>	1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> (On=12%)	処理能力：2 t以上4 t/h未滿 新設する施設の基準

注1) 次の式により算出したいおう酸化物の量を限度とする。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

ここで、

- q : いおう酸化物の排出量 (m<sup>3</sup>N/h)  
 He : 補正された排出口の高さ (m)  
 K : 地域により異なる値 (八王子市 : 6.42)

注 2) : 700 mg/m<sup>3</sup>N は 430 ppm に相当する。

注 3) 「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」(平成 9 年 1 月) では、本施設の炉の種類に該当する基準は 0.1 ng-TEQ/N m<sup>3</sup>となる。

## (2) 騒音の防止に係る法令等

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準は表 1-8-4 に、騒音規制法及び環境確保条例に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準は表 1-8-5 に、騒音規制法に基づく自動車騒音に係る要請限度は表 1-8-6 に、それぞれ示すとおりである。

なお、計画地における環境基準の地域の類型は「C」、規制基準の種別は「第二種区域」または「第三種区域」、要請限度は「c 区域」にそれぞれ該当する。

表 1-8-4 騒音に係る環境基準

単位 : dB

地域 類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	清瀬市の区域のうち、松山3丁目1番、竹丘1丁目17番、竹丘3丁目1番から3番まで及び竹丘3丁目10番の区域		50以下	40以下
A	第一種低層住居専用地域	一般地域	55以下	45以下
	第二種低層住居専用地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域 <sup>注1)</sup> 幹線交通を担う道路に近接する空間 <sup>注2)</sup>	60以下	55以下
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 これらに接する地先、水面		70以下	65以下
B	第一種住居地域	一般地域	55以下	45以下
	第二種住居地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域 幹線交通を担う道路に近接する空間	65以下	60以下
	準住居地域 用途地域に定めのない地域 これらに接する地先、水面		70以下	65以下
C	近隣商業地域	一般地域	60以下	50以下
	商業地域	車線を有する道路に面する地域 幹線交通を担う道路に近接する空間	65以下	60以下
	準工業地域 工業地域 これらに接する地先、水面		70以下	65以下

注 1) 「車線」とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注 2) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道（市町村道にあつては、4 車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のよう  
に車線数の区分に応じて、道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2 車線以下の車線を有する道路 15 メートル
- ・ 2 車線を超える車線を有する道路 20 メートル

注 3) 網掛けの部分が計画地に該当する基準である。

出典 : 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 環境庁告示第 64 号)

「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」(平成 11 年 3 月 東京都告示第 259 号)

「騒音に係る環境基準の改正について」(平成 10 年 9 月 環大企 257 号)

「八王子市告示第 75 号」(平成 24 年 4 月 2 日)

表 1-8-5 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（騒音規制法・環境確保条例）

単位：dB

区域の区分		時間の区分			
種別	当てはめ地域	朝	昼間	夕	夜間
		6時	8時	19時	23時
第一種 区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 AA地域 (清瀬市松山3丁目、竹丘 1丁目及び3丁目の一部) 前号に接する地先及び水面	40	45	40	40
第二種 区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 第一特別地域 無指定地域 (第一、第二、第四種区域を除く)	45	50	45	45
第三種 区域	近隣商業地域 (第一特別地域を除く) 商業地域 (第一特別地域を除く) 準工業地域 (第一特別地域を除く) 第二特別地域 前号に接する地先及び水面	55	60	55	50
第四種 区域	工業地域 (第一、第二特別地域を除く) 前号に接する地先及び水面	60	70	60	55

注 1) 第一特別地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち第一種区域に接する地域で第一種区域の周囲 30m 以内の地域

第二特別地域：工業地域のうち第二種区域に接する地域で第二種区域の周囲 30m の地域

注 2) 第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するものに限る）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内（第一特別地域、第二特別地域を除く）における規制基準は、当該値から 5dB を減じた値を適用する。

注 3) 網掛けの部分が計画地に該当する基準である。

出典：「騒音規制法の規定に基づく指定地域の規制基準」（昭和 44 年 2 月 東京都告示第 157 号）

：「八王子市告示第 77 号」（平成 24 年 4 月 2 月）

：「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年 12 月 東京都条例第 215 号）

注) 計画地の東側の騒音規制法等に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準の区域の区分は、第一種区域に接することから、第二種区域の「第一特別地域」に該当する。したがって、「第一特別地域」の敷地境界における騒音レベルの自主基準値は朝：45dB 以下、昼間：50dB 以下、夕・夜間：45dB 以下とする。なお、「第一特別地域」の場合、敷地境界における騒音レベルは、学校等の敷地の周囲おおむね 50m の区域内に計画地の一部が含まれていても、規制基準から 5dB 減じる措置の対象とはならない。

表 1-8-6 自動車騒音に係る要請限度（騒音規制法）

単位：dB

区域の区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a 区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 (AA地域を含む)	1車線を有する道路に面する地域	65	55
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	70	65
		幹線交通を担う道路に近接する空間	75	70
b 区域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	1車線を有する道路に面する地域	65	55
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	75	70
		幹線交通を担う道路に近接する空間		
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する地域	75	70
		幹線交通を担う道路に近接する空間		

注1) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注2) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道(市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて、道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2車線以下の車線を有する道路 15メートル
- ・ 車線を超える車線を有する道路 20メートル

注3) 網掛けの部分が計画地に該当する基準である。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」  
(平成12年3月 総理府令第15号)

「騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の限度を定める区域等」(平成12年3月 東京都告示第279号)

「騒音に係る環境基準の改正について」(平成10年9月 環大企257号)

「八王子市告示第79号」(平成24年4月2月)

### (3) 振動の防止に係る法令等

振動規制法及び環境確保条例に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準は表1-8-7に、振動規制法に基づく道路交通振動に係る要請限度は表1-8-8に示すとおりである。なお、計画地における規制基準の種別は「第二種区域」、要請限度の種別は「第二種区域」となっている。

表 1-8-7 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（振動規制法・環境確保条例）

単位：dB

区域の区分		時間の区分		
種別	当てはめ地域	昼間		夜間
		8時	19時	8時
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	60		55
			20時	
第二種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 前号に接する地先及び水面	65		60

注1) 学校、保育所、病院、診療所（有床）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 m の区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 dB を減じた値とする。

注2) 網掛けの部分が生計画地に該当する基準である。

出典：「振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準」（昭和 52 年 3 月 東京都告示第 240 号）

「八王子市告示第 81 号」（平成 24 年 4 月 2 月）

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年 12 月 東京都条例第 215 号）

表 1-8-8 道路交通振動に係る要請限度（振動規制法）

単位：dB

区域の区分		時間の区分		
種別	当てはめ地域	昼間		夜間
		8時	19時	8時
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	65		60
			20時	
第二種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 前号に接する地先及び水面	70		65

注) 網掛けの部分が生計画地に該当する基準である。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 総理府令第 58 号）

「振動規制法施行規則の規定に基づく道路交通振動の限度の区域区分等」（昭和 52 年 3 月 東京都告示第 242 号）

(4) 悪臭の防止に係る法令等

悪臭防止法に基づく規制基準は、表 1-8-9 (1)～(2)に示すとおりである。計画地は「都市計画法」（昭和 43 年 法律第 100 号）に定める準工業地域であり、悪臭防止法の規制基

準は第二種区域の基準が適用となる。

また、「環境確保条例」に基づく悪臭の規制は、表 1-8-10 に示すとおりである。

表 1-8-9(1) 悪臭防止法に基づく悪臭の規制

	敷地境界線	煙突等気体排出口					排水
		排出口実高さ 15m未満		排出口実高さ 15m以上			
		排出口の口径が 0.6m未満	排出口の口径が 0.6m以上 0.9m未満	排出口の口径が 0.9m以上	排出口実高さが周辺最大物の 2.5倍未満	排出口実高さが周辺最大建物の 2.5倍以上	
第一種区域	臭気指数 10	臭気指数 31	臭気指数 25	臭気指数 22	$qt=275 \times H_0^2$	$qt=357/F_{max}$	臭気指数 26
第二種区域	臭気指数 12	臭気指数 33	臭気指数 27	臭気指数 24	$qt=436 \times H_0^2$	$qt=566/F_{max}$	臭気指数 28
第三種区域	臭気指数 13	臭気指数 35	臭気指数 30	臭気指数 27	$qt=549 \times H_0^2$	$qt=712/F_{max}$	臭気指数 29

注2)  $qt$  は、排出ガスの臭気排出強度 (単位  $m^3_N/min$ ) を表す。  $qt=臭気濃度 \times 乾き排出ガス量 (m^3_N/min)$

注3)  $H_0$  は、排出口の実高さ (単位  $m$ ) を表す。

注4)  $F_{max}$  は、単位臭気排出強度に対する地上臭気濃度の敷地外における最大値 (単位  $s/m^3_N$ ) で、悪臭防止法施行規則第6条の2第1号に規定する方法により算出された値を示す。

注7) 網掛けの部分が計画地に該当する基準である。

出典：「悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準」(昭和48年6月 東京都告示第641号)

表 1-8-9(2) 悪臭防止法に基づく悪臭の規制地域等

事項	内容
適用地域	東京都のうち特別区及び島しょを除く地域 (ただし、特別区の区域では、区長が規制地域や規制基準を定める)
規制対象	工場その他の事業場 (事業活動を営むものすべて)
適用範囲	その不快なおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるとき (周辺住民からの苦情が発生しているとき)
規制基準	都市計画法第8条第1号の規定により定められた地域を次のように区分し、表 1-8- (1) に掲げる規制基準を適用する。 ア 第一種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域 無指定地域 (第二種区域及び第三種区域に該当する区域を除く) イ 第二種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、 これらの地域に接する地先及び水面 ウ 第三種区域 工業地域、工業専用地域、これらに接する地先及び水面

表 1-8-10 環境確保条例に基づく悪臭の規制

事項	内容
適用地域	東京都全域 (島しょを含む)
規制対象	工場・指定作業場
適用範囲	工場の設置認可・変更認可及び指定作業場の設置届・変更届の際の審査時
規制基準	悪臭防止法に同じ

出典：「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年12月 東京都条例第215号)

## 第2章 生活環境影響調査項目の選定

### 1. 生活環境影響調査項目の抽出

「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき調査等を行う項目は、施設の供用後に影響が生じると考えられる項目とし、表2-1-1に示すとおりとする。

表 2-1-1 生活環境影響調査項目の抽出

調査事項	生活環境影響要因		煙突 排ガスの 排出	施設 排水の 排出	施設の 稼働	施設 からの 悪臭の 漏洩	廃棄物 運搬車両 の走行
	生活環境影響調査項目						
大気環境	大気質	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	○				
		二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	○				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)	○				○
		塩化水素 (HCl)	○				
		ダイオキシン類 (DXNs)	○				
		その他必要な項目	×				
	騒音	騒音レベル			○		○
振動	振動レベル			○		○	
悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)	○			○		
水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD)		×			
		浮遊物質 (SS)		×			
		ダイオキシン類 (DXNs)		×			
		その他必要な項目 (T-N, T-P)		×			

注)   : 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」の焼却施設の標準調査項目

○ : 調査項目に選定する項目

×

2. 選択した項目及び選定しなかった項目とその理由

生活環境調査項目の選定の有無及びその理由は、表 2-2-1 に示すとおりである。

表 2-2-1 調査項目の選定理由

環境要素	生活環境影響要因	選定の有無	選定理由
大気質	煙突排ガスの排出	○	施設の稼働による煙突からの排出ガスの影響が考えられることから、調査項目として選定する。なお、本施設は一般廃棄物を対象とした焼却施設であり、有害物質の処理等は行わない。
	廃棄物運搬車両の走行	○	施設の稼働により廃棄物運搬車両等の走行による排出ガスの影響が考えられることから、調査項目として選定する。
騒音・振動	施設の稼働	○	本施設の稼働による周辺環境への騒音・振動の影響が考えられることから調査項目として選定する。
	廃棄物運搬車両の走行	○	廃棄物運搬車両等の走行による周辺環境への騒音・振動の影響が考えられることから、調査項目として選定する。
悪臭	煙突排ガスの排出	○	施設の稼働による煙突からの排出ガスの影響が考えられることから、調査項目として選定する。
	施設からの悪臭の漏洩	○	施設の稼働による悪臭の漏洩が考えられることから、調査項目として選定する。
水質	施設排水の排出	×	施設の稼働に伴う排水については、プラント排水処理設備において下水排除基準に適合するよう処理した後、公共下水道に放流することから、調査項目として選定しない。

注) 本事業において「廃棄物運搬車両」に該当するものは、ごみ収集車両、灰運搬車両(焼却灰・飛灰を搬出)、個人持込み車両である。この他、職員通勤車両があり、これらを合わせて「廃棄物運搬車両等」とした。

### 第3章 生活環境影響調査項目の調査概要

#### 1. 大気質

##### 1.1 調査対象地域

調査対象地域は、煙突排ガスの排出による影響を考慮し、計画地を中心とする4 km 四方とした。なお、計画地及びその周辺の大気汚染物質常時監視測定局<sup>注)</sup>(以下、「常観局」という。)の配置状況等を考慮し、**図 3-1-1** に示す範囲内で、調査対象地域を適宜拡大した。

##### 1.2 現況把握

###### (1) 現況把握項目

現況把握項目は表 3-1-1 に示すとおりである。計画地周辺の大気質及び気象の状況は、既存資料調査により行い、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、地上気象及び上層気象については現地調査を行った。また、廃棄物運搬車両の走行に伴う影響を予測するため、現地調査により現況の自動車交通量を把握した。

表 3-1-1 現況把握項目

生活環境影響要因	現況把握項目		
煙突排ガスの排出	既存資料調査	大気質の状況	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )、二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )、浮遊粒子状物質 (SPM)、ダイオキシン類 (DXNs)
		気象の状況	地上気象 (風向、風速、気温、湿度、日射量 <sup>注1)</sup> 、放射収支量 <sup>注2)</sup> )
		自然的条件及び社会的条件	主要な発生源、関係法令
	現地調査	大気質の状況	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )、二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )、浮遊粒子状物質 (SPM)、塩化水素 (HCl)、ダイオキシン類 (DXNs)
		気象の状況	地上気象 (風向、風速、気温、湿度、日射量 <sup>注1)</sup> 、放射収支量 <sup>注2)</sup> )、上層気象 (風向、風速、気温)
廃棄物運搬車両の走行	既存資料調査	大気質の状況	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )、浮遊粒子状物質 (SPM)
		気象の状況	地上気象 (風向、風速、気温、湿度、日射量 <sup>注1)</sup> 、放射収支量 <sup>注2)</sup> )
		自然的条件及び社会的条件	主要な発生源、関係法令
	現地調査	大気質の状況	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )、浮遊粒子状物質 (SPM)
		交通量の状況	自動車交通量 (24 時間)

注1) 日射とは「地球が太陽から受け取るエネルギー」であり、地球の大気現象を起こす源である。また、日射量とはこの場合全天日射量であり、全天空からの日射量(「太陽から地表面に直接届くエネルギー」と「太陽以外の全方向から大気や雲で散乱されて地表面に入射する日射」)を指す。

注2) 放射収支量とは「地表面が太陽から受け取るエネルギー(太陽放射)から、地表面から天空に逃げていくエネルギー(地球放射)を差し引いたエネルギー量」であり、地表面が暖まるか冷えるかを示す指標となる。

注)「大気汚染物質常時監視測定局」とは、大気汚染防止対策のための資料を得るために自治体などが設置している施設であり、一般環境大気測定局(住宅地などの一般的な環境を把握するために設置されている)と自動車排出ガス測定局(幹線道路の沿道などにおける自動車からの排出ガスの影響を把握するために設置されている)がある。

## (2) 現況把握方法

### ア. 調査地点

現況把握を行った調査地点は、**図 3-1-1** に示すとおりである。

既存資料調査の調査地点は、計画地周辺の常監局の一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）及び自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）とした。

現地調査は、計画地内及び周辺地域で一般環境大気質調査を、主な廃棄物運搬車両の走行ルートで道路沿道大気質調査を行った。また、計画地内において気象調査を行った。

### イ. 調査時期

既存資料調査の調査時期は、大気質の状況については平成 22 年度から平成 26 年度の 5 年間とし、気象の状況については最新年度となる平成 27 年度とした。

現地調査の調査時期は、季節による変動を考慮して表 3-1-2 に示す 2 季とし、調査期間はそれぞれ 1 週間とした。なお、交通量については、道路交通騒音・振動調査と同日に実施した。

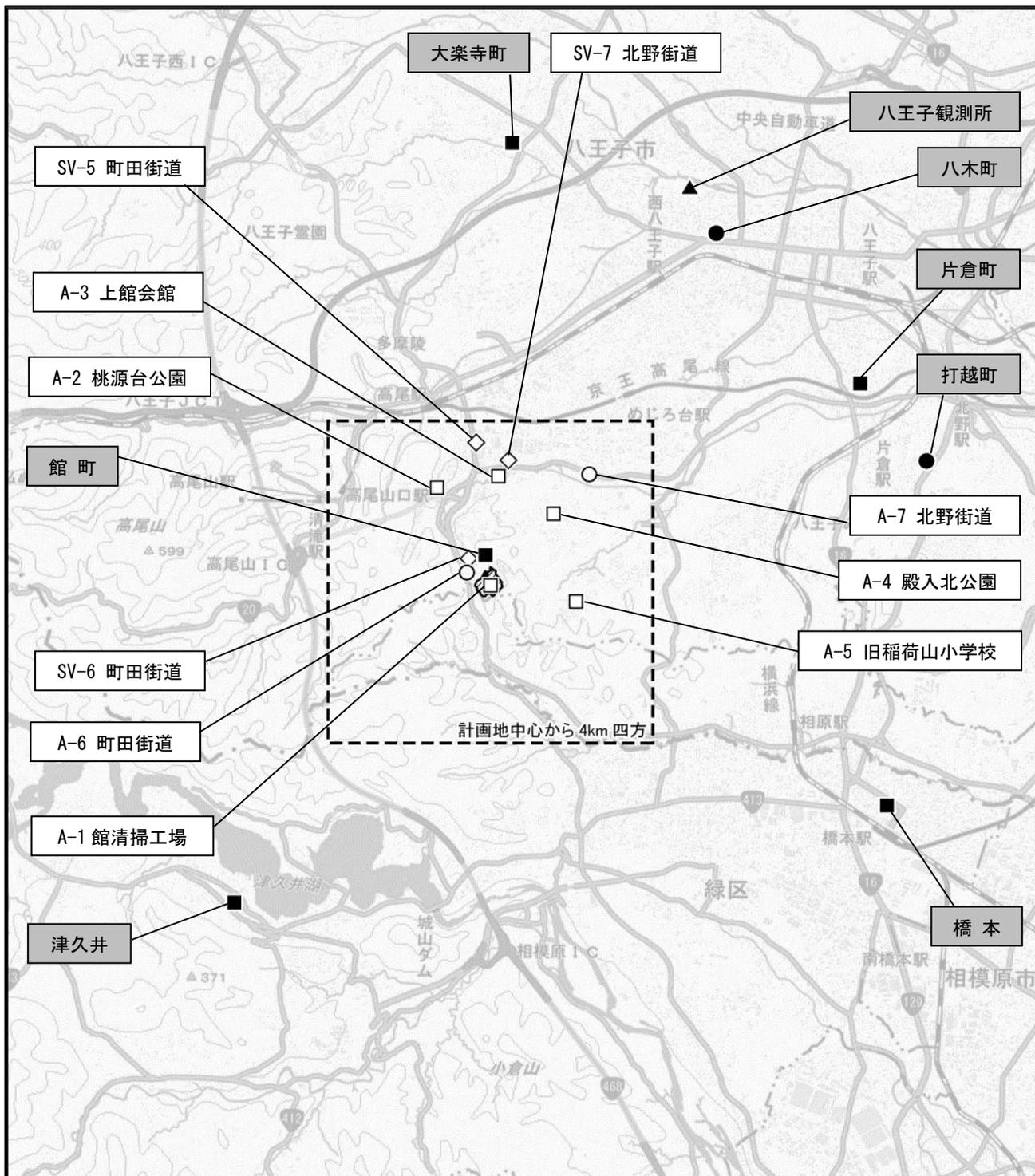
表 3-1-2 現地調査の調査期間

調査時期	調査項目	調査期間
夏 季	一般環境	平成 27 年 7 月 24 日（金）～7 月 30 日（木）
	沿道大気	平成 27 年 8 月 4 日（火）～8 月 10 日（月）
冬 季	一般環境	平成 27 年 12 月 4 日（金）～12 月 10 日（木）
	沿道大気	平成 27 年 12 月 14 日（月）～12 月 20 日（日）
—	自動車交通量	平成 27 年 12 月 3 日（木）～12 月 4 日（金）

### ウ. 調査方法

既存資料調査のうち、大気質の状況、主要な発生源及び関係法令等については、現地踏査及び既存資料の整理により行った。

現地調査で行う大気質の状況は、「大気汚染に係る環境基準について」、「二酸化窒素に係る環境基準について」、「大気汚染物質測定法指針」、「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」に準拠し、気象の状況は、「地上気象観測指針」及び「高層気象観測指針」に準拠して行った。なお、自動車交通量調査は 24 時間連続とし、方向別（上り・下り）、車種別（大型車類・小型車類）に行った。



凡 例

-  : 計画地
-  : 既存資料調査地点 (一般局)
-  : 既存資料調査地点 (自排局)
-  : 既存資料調査地点 (気象庁気象観測所)
-  : 現地調査地点 (計画地内・計画地周辺)
-  : 現地調査地点 (道路沿道)
-  : 現地調査地点 (自動車交通量)



1 : 75,000



図 3-1-1 大気質調査地点

### 1.3 予 測

#### (1) 予測対象時期

予測対象時期は、長期平均濃度<sup>注1)</sup>及び短期平均濃度<sup>注2)</sup>ともに本施設の稼働が定常となる時期とした。

#### (2) 予測項目

予測項目は、以下に示すとおりである。

##### ア. 煙突排ガスの排出

煙突排ガスの排出による大気汚染物質の影響の予測項目は、以下のとおりである。

表 3-1-3 予測項目

予測項目	予測内容
二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	長期平均濃度 <sup>注1)</sup> 及び 短期平均濃度 <sup>注2)</sup>
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	
浮遊粒子状物質(SPM)	
塩化水素(HCl)	
ダイオキシン類(DXNs)	

##### イ. 廃棄物運搬車両の走行

廃棄物運搬車両等の走行による大気汚染物質の影響の予測項目は、以下のとおりである。

表 3-1-4 予測項目

予測項目	予測内容
浮遊粒子状物質(SPM)	長期平均濃度
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	

#### (3) 予測方法

##### ア. 煙突排ガスの排出

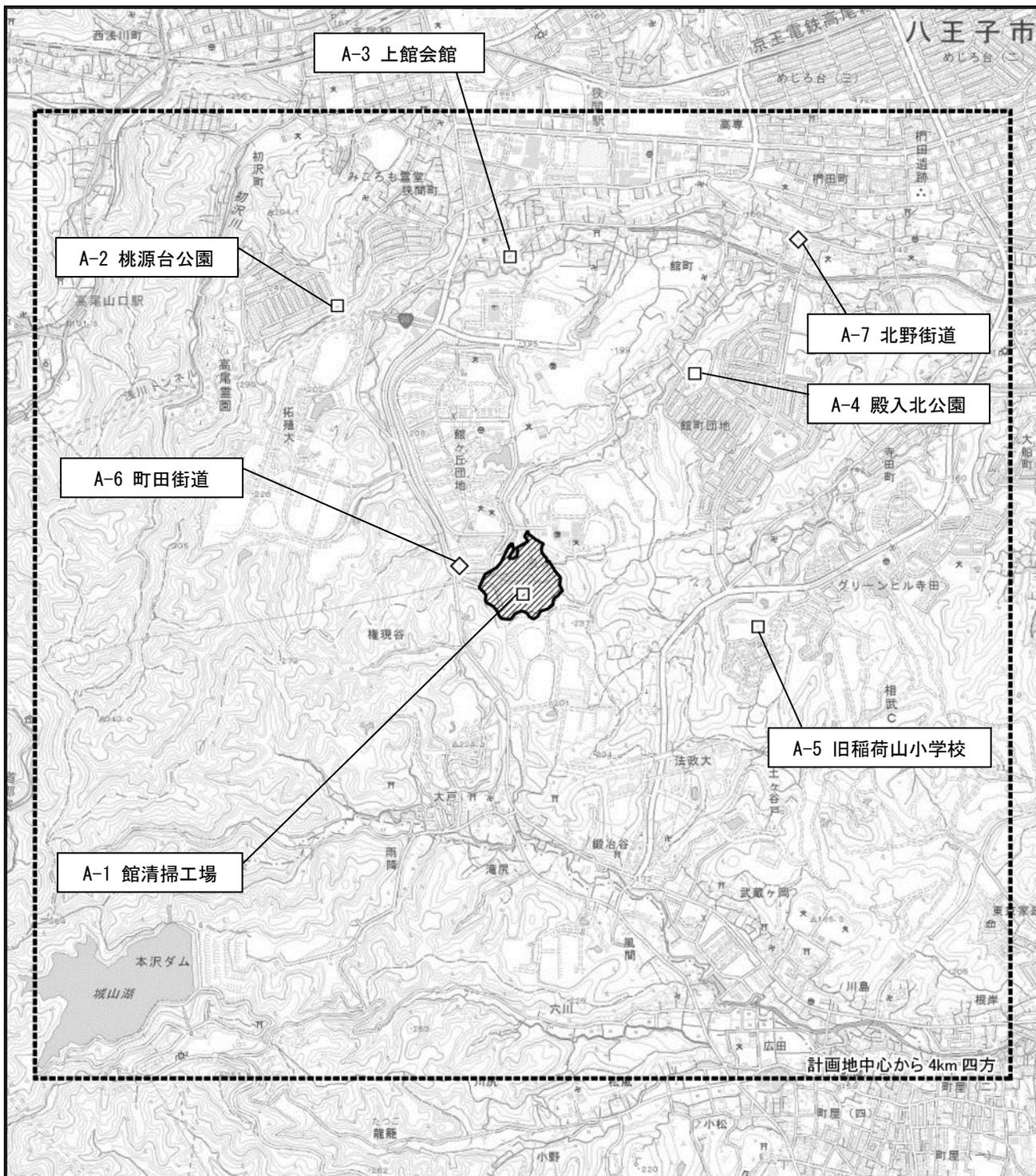
施設の稼働に伴う煙突排ガスによる影響の予測は、長期平均濃度（年平均値）及び特定の気象条件下における短期平均濃度（1時間値）について行った。

##### ア) 長期平均濃度

予測範囲は図 3-1-2 に示すとおりである。調査対象地域と同様とし、計画地を中心とする4 km 四方を予測範囲とした。予測地点は現地調査地点及び施設の稼働に伴い最大着地濃度が出現した地点とし、予測高さは地上1.5mとした。

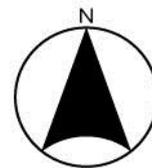
注1)「長期平均濃度」とは、1年間の1時間ごとの気象データ（風向・風速・大気安定度）を用いて、煙突から放出される大気汚染物質の拡散の結果をバックグラウンド濃度と重合して求められる地表面の着地濃度である。

注2)「短期平均濃度」とは、短期的に高い濃度が生じる可能性がある気象条件を設定して求められる、煙突から放出される大気汚染物質の地表面の着地濃度である。



凡 例

-  : 計画地
-  : 予測範囲
-  : 予測地点 (現地調査地点 (一般環境))
-  : 予測地点 (現地調査地点 (道路沿道))



1:25,000

0 100 300 500 700 1000m

図 3-1-2 大気質予測範囲

※本図は、国土地理院発行 1:25,000 地形図を用いて作成したものである。

(イ) 短期平均濃度

予測範囲は、煙突から風下側の予測最高濃度が発生する範囲とし、予測高さは地上 1.5 mとした。

イ. 廃棄物運搬車両の走行

予測地点は現地調査地点と同様の 2 地点とした (p. 19 参照)。なお、予測高さは地上 1.5 mとし、道路端から 150 mまでを予測範囲とした。

## 2. 騒音

### 2.1 調査対象地域

調査対象地域は、施設の稼働に伴う騒音の影響については計画地及びその周辺、廃棄物運搬車両の走行による影響については主な走行ルートとした。

### 2.2 現況把握

#### (1) 現況把握項目

現況調査項目は、表 3-2-1 に示すとおりである。

表 3-2-1 現況把握項目

生活環境 影響要因	現況把握項目		
施設の稼働	既存資料 調査	自然的条件及 び社会的条件	主要な発生源、関係法令
	現地調査	騒音の状況	一般環境騒音 (L <sub>A5</sub> )
廃棄物運搬 車両の走行	既存資料 調査	自然的条件及 び社会的条件	主要な発生源、関係法令
	現地調査	騒音の状況	道路交通騒音 (L <sub>Aeq</sub> )
		交通量の状況	自動車交通量 (24 時間)

#### (2) 現況把握方法

##### ア. 調査地点

現地調査地点は図 3-2-1 に示す位置とし、測定高さは地上 1.2m とした。

一般環境騒音の調査地点は敷地境界上の 4 地点（測定高さは地上 1.2m）とした。

##### イ. 調査時期

現地調査の調査時期は、虫やその他生物の声など、施設以外の環境音の影響を受けない時期とし、表 3-2-2 に示す平成 27 年 11 月及び 12 月の平日とした。

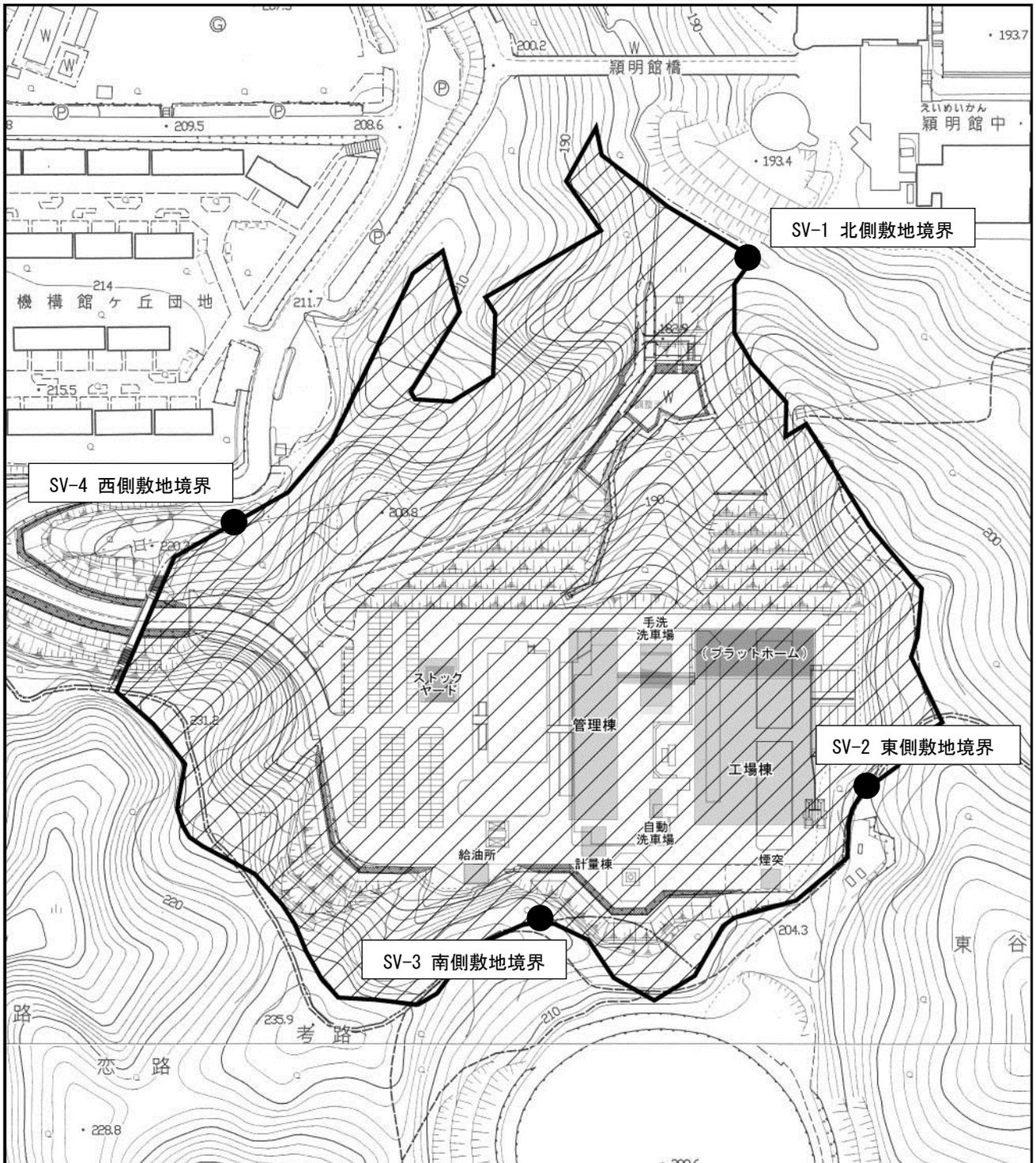
表 3-2-2 現地調査の調査時期

調査項目	調査期間
一般環境騒音	平成 27 年 11 月 11 日 (木) ~ 11 月 12 日 (金)
道路交通騒音	平成 27 年 12 月 3 日 (木) ~ 12 月 4 日 (金)
自動車交通量	

##### ウ. 調査方法

主要な発生源及び関係法令の調査は、現地踏査及び既存資料の整理により行った。

現地調査における騒音レベルの測定方法は、「騒音に係る環境基準について」及び「環境騒音の表示・測定方法 (JIS Z 8731)」に準拠した。



凡 例

-  : 計画地
-  : 騒音・振動現地調査地点

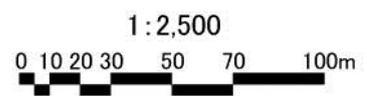
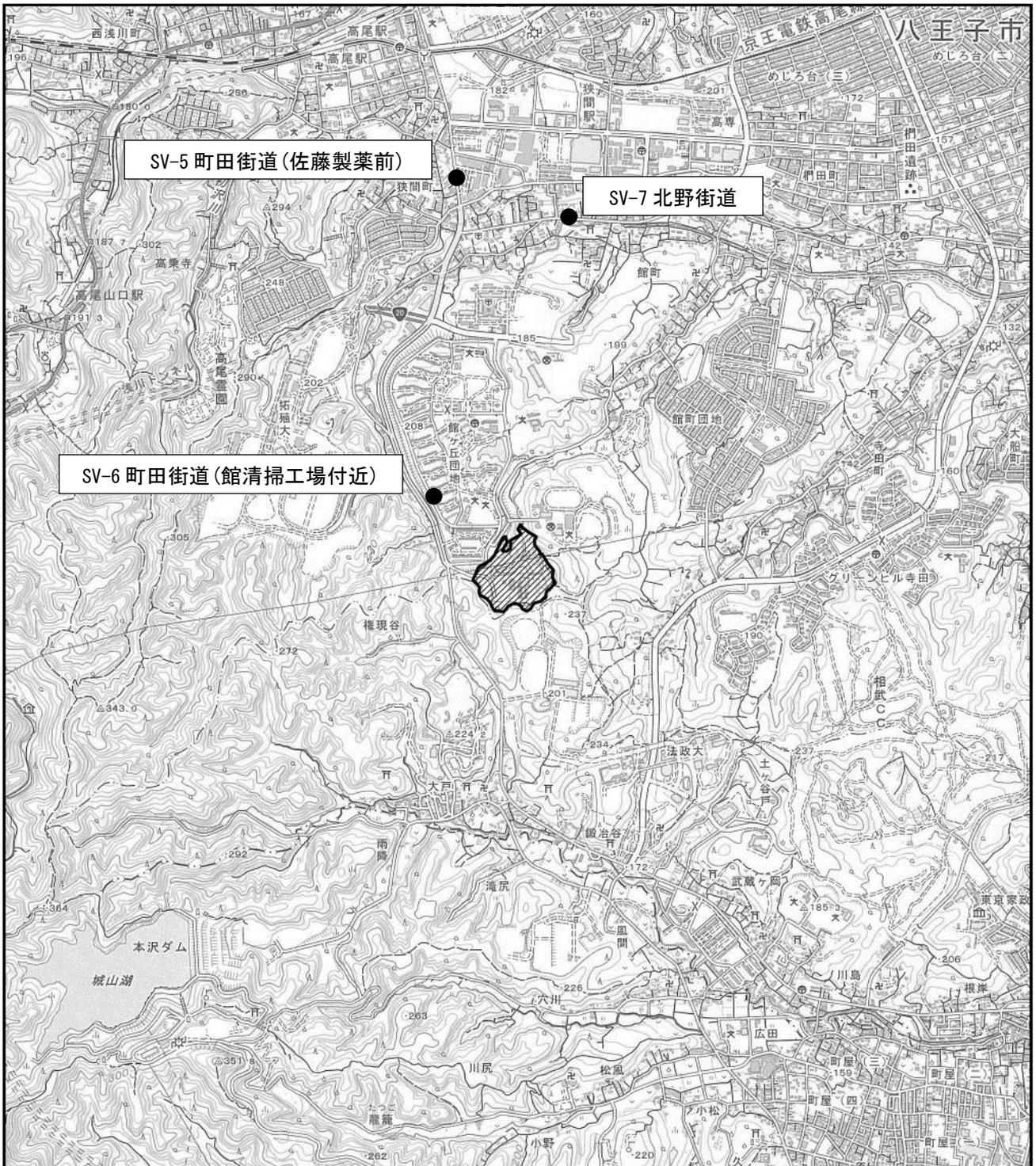


図 3-2-1 騒音・振動調査地点 (一般環境)



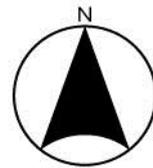
凡 例



: 計画地



: 騒音・振動・交通量現地調査地点



1:25,000

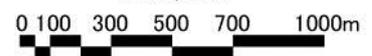


図 3-2-2 騒音・振動・交通量  
調査地点 (道路交通)

## 2.3 予 測

### (1) 予測対象時期

供用後において施設の稼働が定常的な状態となる時期とした。

### (2) 予測項目

予測項目は、以下に示すとおりである。

#### ア. 施設の稼働

施設の稼働による騒音の影響の予測項目は、敷地境界における時間率騒音レベル ( $L_{A5}$ ) とした。

#### イ. 廃棄物運搬車両の走行

廃棄物運搬車両等の走行による騒音の影響の予測項目は、官民境界における等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) とした。

### (3) 予測方法

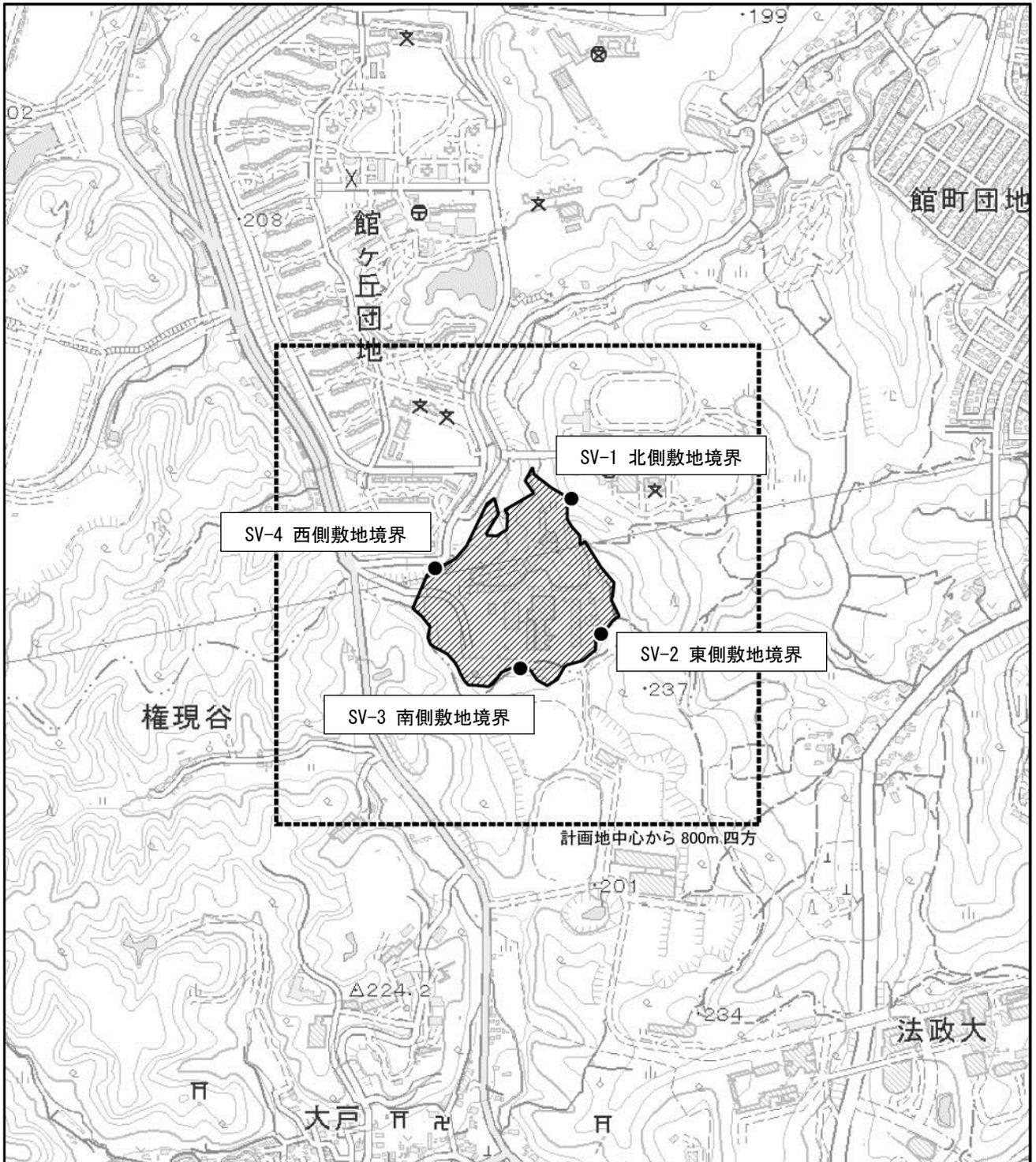
#### ア. 施設の稼働

予測範囲は図 3-2-3 に示すとおりである。施設の稼働による計画地周辺的生活環境への騒音の影響を把握するため、計画地の周囲 200 m を包括する 800 m 四方の範囲とした。

また、予測地点は現地調査を行った 4 地点（敷地境界）とし、予測高さは施設が建設される地盤高+1.2 m とした。

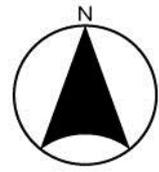
#### イ. 廃棄物運搬車両の走行

予測地点は現地調査地点と同様の 3 地点とした (p. 25 参照)。なお、予測高さは地上 1.2 m とした。



凡 例

-  : 計画地
-  : 予測範囲
-  : 騒音・振動予測地点



1:10,000



図 3-2-3 騒音・振動予測地点  
(施設の稼働)

### 3. 振 動

#### 3.1 調査対象地域

調査対象地域は、施設の稼働に伴う振動の影響については計画地及びその周辺、廃棄物運搬車両の走行による影響については主な走行ルートとした。

#### 3.2 現況把握

##### (1) 現況把握項目

現況調査項目は、表 3-3-1 に示すとおりである。

表 3-3-1 現況把握項目

生活環境 影響要因	現況把握項目		
施設の稼働	既存資料 調査	自然的条件及 び社会的条件	主要な発生源、関係法令
	現地調査	振動の状況	一般環境振動 (L <sub>10</sub> )
廃棄物運搬 車両の走行	既存資料 調査	自然的条件及 び社会的条件	主要な発生源、関係法令
	現地調査	振動の状況	道路交通振動 (L <sub>10</sub> )

##### (2) 現況把握方法

###### ア. 調査地点

現地調査地点は、図 3-2-1 (p. 24 参照) に示す騒音と同じ位置の地表面とした。

###### イ. 調査時期

現地調査の調査時期は、表 3-3-2 に示す時期で騒音と同時に行った。

表 3-3-2 現地調査の調査期間

調査項目	調査期間
一般環境振動	平成 27 年 11 月 11 日 (木) ~11 月 12 日 (金)
道路交通振動	平成 27 年 12 月 3 日 (木) ~12 月 4 日 (金)

###### ウ. 調査方法

主要な発生源及び関係法令の調査は、現地踏査及び既存資料の整理により行った。

現地調査における振動レベルの測定方法は、「振動レベル測定方法 (JIS Z 8735)」及び「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」に準拠した。

### 3.3 予 測

#### (1) 予測対象時期

供用後において施設の稼働が定常的な状態となる時期とした。

#### (2) 予測項目

予測項目は、以下に示すとおりである。

##### ア. 施設の稼働

施設の稼働による振動の影響の予測項目は、敷地境界における時間率振動レベル ( $L_{10}$ ) とした。

##### イ. 廃棄物運搬車両の走行

廃棄物運搬車両等の走行による振動の影響の予測項目は、官民境界における時間率振動レベル ( $L_{10}$ ) とした。

#### (3) 予測方法

##### ア. 施設の稼働

予測地点は「2. 騒音」と同様、現地調査を行った4地点とした (p. 24 参照)。

##### イ. 廃棄物運搬車両の走行

予測地点は「2. 騒音」と同様とした (p. 25 参照)。

## 4. 悪 臭

### 4.1 調査対象地域

調査対象地域は、煙突排ガスの排出及び施設からの悪臭の漏洩による影響を考慮して、計画地及びその周辺とした。

### 4.2 現況把握

#### (1) 現況把握項目

現況把握項目は、表 3-4-1 に示すとおりである。

表 3-4-1 現況把握項目

生活環境 影響要因	調査項目		
煙突排ガスの排出	既存資料 調査	自然的条件及 び社会的条件	主要な発生源、関係法令
施設からの 悪臭の漏洩	現地調査	悪臭の状況	特定悪臭物質（22項目）、臭気指数 <sup>注)</sup>
		気象の状況	地上気象（風向、風速、気温、湿度）

#### (2) 現況把握方法

##### ア. 調査地点

現地調査地点は図 3-4-1 に示すとおり、計画地内（敷地境界付近）の2地点、計画地周辺4地点と選定した。

##### イ. 調査時期

現地調査の調査時期は表 3-4-2 に示すとおり、悪臭の影響が最も大きいと想定される夏季と、悪臭の影響が少なくなる冬季の2回実施した。

表 3-4-2 現地調査の調査時期

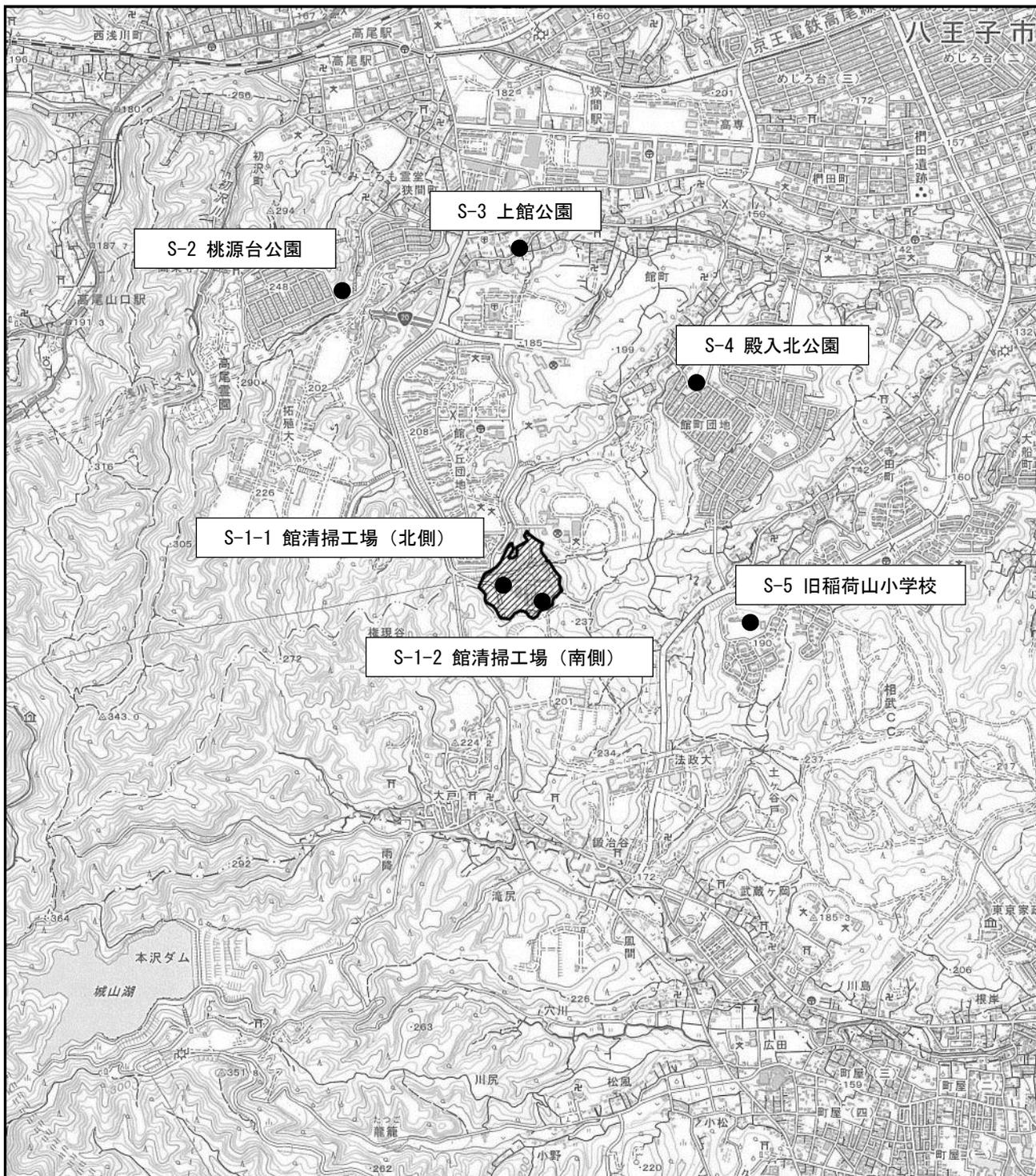
調査時期	調査日時
夏 季	平成 27 年 7 月 29 日（水）9:45～16:30
冬 季	平成 27 年 12 月 7 日（月）10:05～15:30

##### ウ. 調査方法

主要な発生源及び関係法令等の調査は、現地踏査及び既存資料の整理により行った。

現地調査の方法は、「特定悪臭物質の測定の方法」、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」に準拠した。また、気象の状況の調査は、簡易風向風速計（ビラム式）及びアスマン通風乾湿計により行った。

注) 臭気指数とは、人の臭覚を用いて臭いの程度を数値化したものである。臭気のある気体を無臭の空気希釈し、臭いが感じられなくなった希釈倍数（臭気濃度）の常用対数に 10 を乗じたものを臭気指数という（臭気指数=10×Log（臭気濃度））。



凡 例

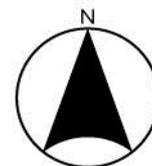


: 計画地



: 調査地点

- S-1-1 館清掃工場 (北側)
- S-1-2 館清掃工場 (南側)
- S-2 桃源台公園
- S-3 上館会館
- S-4 殿入北公園
- S-5 旧稲荷山小学校



1:25,000

0 100 300 500 700 1000m

図 3-4-1 悪臭調査地点

#### 4.3 予 測

##### (1) 予測対象時期

予測対象時期は、供用後において施設の稼働が定常的な状態となる時期とした。

##### (2) 予測項目

予測項目は、以下に示すとおりである。

###### ア. 煙突排ガスの排出

煙突排ガスの排出については、煙突の排出口における臭気排出強度とした。

###### イ. 施設からの悪臭の漏洩

施設からの悪臭の漏洩については、計画地敷地境界における悪臭（臭気指数）の影響とした。

##### (3) 予測方法

###### ア. 煙突排ガスの排出

予測地点は、煙突の排出口とした。

###### イ. 施設からの悪臭の漏洩

予測地点は、計画地の敷地境界とした。

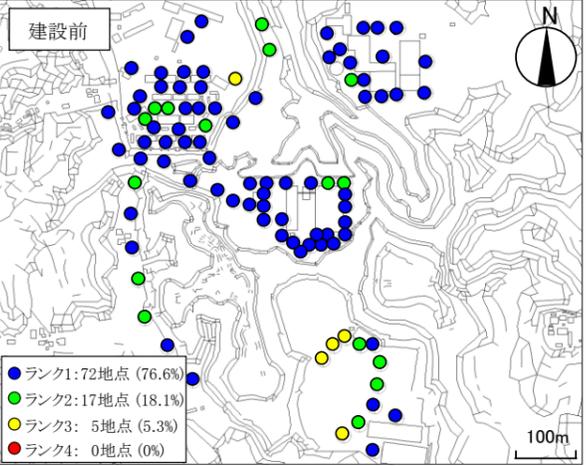
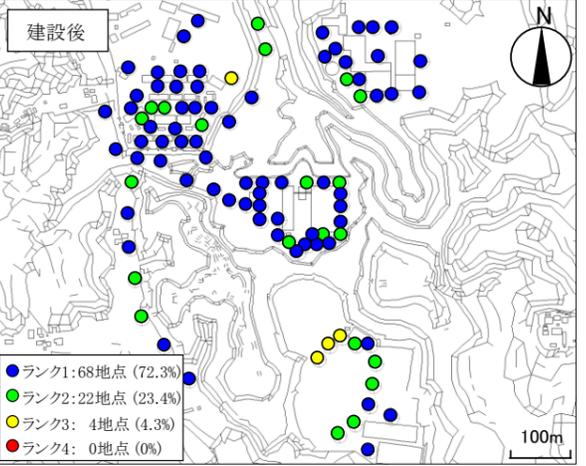
第4章 生活環境影響調査の結果及び総合的な評価

各調査項目の調査結果及び総合的な評価は、以下に示すとおりである。各項目とも影響は小さいと考える。

調査項目	現況把握、予測、影響の分析の結果の整理	施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容	維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容																																										
1. 大気質																																													
<p>煙突排ガスの排出</p>	<p>長期平均濃度の予測結果の最大値（予測影響濃度最大値+バックグラウンド濃度）は、以下のとおりであり、いずれも目標値を下回った。</p> <table border="1" data-bbox="411 454 1129 676"> <thead> <tr> <th>大気汚染物質</th> <th>予測値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄</td> <td>0.0021 ppm</td> <td>0.04 ppm</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素</td> <td>0.0272 ppm</td> <td>0.04~0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td> <td>0.0452 mg/m<sup>3</sup></td> <td>0.10 mg/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>0.002075 ppm</td> <td>0.02 ppm</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>0.012499 pg-TEQ/m<sup>3</sup></td> <td>0.6 pg-TEQ/m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>短期平均濃度の予測結果の最大値（予測影響濃度最大値+バックグラウンド濃度）は、以下のとおりであり、いずれも目標値を下回った。</p> <table border="1" data-bbox="411 733 1394 923"> <thead> <tr> <th>大気汚染物質</th> <th>予測値</th> <th>目標値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄</td> <td>0.007180 ppm</td> <td>0.1 ppm</td> <td>接地逆転層崩壊時</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素</td> <td>0.018518 ppm</td> <td>0.1 ppm</td> <td>上層逆転層発生時</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td> <td>0.020907 mg/m<sup>3</sup></td> <td>0.20 mg/m<sup>3</sup></td> <td>上層逆転層発生時</td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>0.012300 ppm</td> <td>0.02 ppm</td> <td>接地逆転層崩壊時</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>0.051073 pg-TEQ/m<sup>3</sup></td> <td>0.6 pg-TEQ/m<sup>3</sup></td> <td>上層逆転層発生時</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、本施設の稼働に伴い発生する煙突排ガスによる大気汚染防止のため、実行可能な範囲で適切な環境保全対策を計画しており、影響の回避または低減は図られるものとする。</p>	大気汚染物質	予測値	目標値	二酸化硫黄	0.0021 ppm	0.04 ppm	二酸化窒素	0.0272 ppm	0.04~0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下	浮遊粒子状物質	0.0452 mg/m <sup>3</sup>	0.10 mg/m <sup>3</sup>	塩化水素	0.002075 ppm	0.02 ppm	ダイオキシン類	0.012499 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	大気汚染物質	予測値	目標値	備考	二酸化硫黄	0.007180 ppm	0.1 ppm	接地逆転層崩壊時	二酸化窒素	0.018518 ppm	0.1 ppm	上層逆転層発生時	浮遊粒子状物質	0.020907 mg/m <sup>3</sup>	0.20 mg/m <sup>3</sup>	上層逆転層発生時	塩化水素	0.012300 ppm	0.02 ppm	接地逆転層崩壊時	ダイオキシン類	0.051073 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	上層逆転層発生時	<p>調査結果、予測結果により必要と判断し、施設の設置に関する計画に反映した事項はない。</p>	<p>調査結果、予測結果により必要と判断し、施設の維持管理に関する計画に反映した事項はない。</p>
大気汚染物質	予測値	目標値																																											
二酸化硫黄	0.0021 ppm	0.04 ppm																																											
二酸化窒素	0.0272 ppm	0.04~0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下																																											
浮遊粒子状物質	0.0452 mg/m <sup>3</sup>	0.10 mg/m <sup>3</sup>																																											
塩化水素	0.002075 ppm	0.02 ppm																																											
ダイオキシン類	0.012499 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup>																																											
大気汚染物質	予測値	目標値	備考																																										
二酸化硫黄	0.007180 ppm	0.1 ppm	接地逆転層崩壊時																																										
二酸化窒素	0.018518 ppm	0.1 ppm	上層逆転層発生時																																										
浮遊粒子状物質	0.020907 mg/m <sup>3</sup>	0.20 mg/m <sup>3</sup>	上層逆転層発生時																																										
塩化水素	0.012300 ppm	0.02 ppm	接地逆転層崩壊時																																										
ダイオキシン類	0.051073 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	上層逆転層発生時																																										
<p>廃棄物運搬車両の走行</p>	<p>予測結果の最大値（予測影響濃度最大値+バックグラウンド濃度）は、以下のとおりであり、いずれも目標値を下回った。</p> <table border="1" data-bbox="411 1012 1129 1139"> <thead> <tr> <th>大気汚染物質</th> <th>予測値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素</td> <td>0.041 ppm</td> <td>0.04~0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td> <td>0.093 mg/m<sup>3</sup></td> <td>0.10 mg/m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>また、廃棄物運搬車両等の走行による大気汚染防止のため、実行可能な範囲で適切な環境保全対策を計画しており、影響の回避または低減は図られるものとする。</p>	大気汚染物質	予測値	目標値	二酸化窒素	0.041 ppm	0.04~0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下	浮遊粒子状物質	0.093 mg/m <sup>3</sup>	0.10 mg/m <sup>3</sup>																																			
大気汚染物質	予測値	目標値																																											
二酸化窒素	0.041 ppm	0.04~0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下																																											
浮遊粒子状物質	0.093 mg/m <sup>3</sup>	0.10 mg/m <sup>3</sup>																																											
2. 騒音																																													
<p>施設の稼働</p>	<p>本施設の稼働に伴い発生する騒音の影響の予測結果は、計画地敷地境界（SV-1、SV-2、SV-3及びSV-4）において、いずれも目標値を下回った。</p> <table border="1" data-bbox="411 1288 1129 1445"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>予測値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝</td> <td>38.6~44.1 dB</td> <td>55 dB<sup>注)</sup></td> </tr> <tr> <td>昼間</td> <td>41.4~47.2 dB</td> <td>60 dB<sup>注)</sup></td> </tr> <tr> <td>夕</td> <td>35.5~41.4 dB</td> <td>55 dB<sup>注)</sup></td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>34.7~41.4 dB</td> <td>50 dB<sup>注)</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>注)「第一特別地域」(SV-1(北側敷地境界))の目標値は、昼間50dB、朝、夕及び夜間45dB</p> <p>本施設の稼働に伴い発生する騒音防止のため、実行可能な範囲で適切な環境保全対策を計画しており、影響の回避または低減は図られるものとする。</p>	時間区分	予測値	目標値	朝	38.6~44.1 dB	55 dB <sup>注)</sup>	昼間	41.4~47.2 dB	60 dB <sup>注)</sup>	夕	35.5~41.4 dB	55 dB <sup>注)</sup>	夜間	34.7~41.4 dB	50 dB <sup>注)</sup>	<p>調査結果、予測結果により必要と判断し、施設の設置に関する計画に反映した事項はない。</p>	<p>調査結果、予測結果により必要と判断し、施設の維持管理に関する計画に反映した事項はない。</p>																											
時間区分	予測値	目標値																																											
朝	38.6~44.1 dB	55 dB <sup>注)</sup>																																											
昼間	41.4~47.2 dB	60 dB <sup>注)</sup>																																											
夕	35.5~41.4 dB	55 dB <sup>注)</sup>																																											
夜間	34.7~41.4 dB	50 dB <sup>注)</sup>																																											
<p>廃棄物運搬車両の走行</p>	<p>廃棄物運搬車両等の走行による騒音の影響の予測結果は、以下のとおりである。SV-5及びSV-7では目標値を下回っており、現況値が目標値を上回っていたSV-6の現況値に対する上昇レベルは0.3dBであり、目標とした「現況の騒音を著しく悪化させないこと」と整合しているものとする。</p> <table border="1" data-bbox="411 1626 1129 1754"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測値(現況値)</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SV-5</td> <td>65.2 dB (65dB)</td> <td rowspan="3">70 dBもしくは現況の騒音を著しく悪化させないこと</td> </tr> <tr> <td>SV-6</td> <td>71.3 dB (71dB)</td> </tr> <tr> <td>SV-7</td> <td>63.2 dB (63dB)</td> </tr> </tbody> </table> <p>本施設の稼働に伴い発生する騒音防止のため、実行可能な範囲で適切な環境保全対策を計画しており、影響の回避または低減は図られるものとする。</p>	予測地点	予測値(現況値)	目標値	SV-5	65.2 dB (65dB)	70 dBもしくは現況の騒音を著しく悪化させないこと	SV-6	71.3 dB (71dB)	SV-7	63.2 dB (63dB)																																		
予測地点	予測値(現況値)	目標値																																											
SV-5	65.2 dB (65dB)	70 dBもしくは現況の騒音を著しく悪化させないこと																																											
SV-6	71.3 dB (71dB)																																												
SV-7	63.2 dB (63dB)																																												
3. 振動																																													
<p>施設の稼働</p>	<p>本施設の稼働に伴い発生する振動の影響の予測結果は、計画地敷地境界（SV-1、SV-2、SV-3及びSV-4）において、いずれも目標値を下回った。</p> <table border="1" data-bbox="411 1902 1129 2000"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>予測値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間</td> <td>46.1~64.6 dB</td> <td>65 dB<sup>注)</sup></td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>26.1~49.2 dB</td> <td>60 dB<sup>注)</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 穎明館中学高等学校の敷地に掛かる範囲（SV-1(北側敷地境界)）については、昼間60dB、夜間55dB</p> <p>本施設の稼働に伴い発生する振動防止のため、実行可能な範囲で適切な環境保全対策を計画しており、影響の回避または低減は図られるものとする。</p>	時間区分	予測値	目標値	昼間	46.1~64.6 dB	65 dB <sup>注)</sup>	夜間	26.1~49.2 dB	60 dB <sup>注)</sup>	<p>調査結果、予測結果により必要と判断し、施設の設置に関する計画に反映した事項はない。</p>	<p>調査結果、予測結果により必要と判断し、施設の維持管理に関する計画に反映した事項はない。</p>																																	
時間区分	予測値	目標値																																											
昼間	46.1~64.6 dB	65 dB <sup>注)</sup>																																											
夜間	26.1~49.2 dB	60 dB <sup>注)</sup>																																											
<p>廃棄物運搬車両の走行</p>	<p>廃棄物運搬車両等の走行による振動の影響の予測結果は、各予測地点とも目標値を下回った</p> <table border="1" data-bbox="411 2119 1129 2184"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SV-5~SV-7</td> <td>25.3~48.2 dB</td> <td>65 dB</td> </tr> </tbody> </table> <p>本施設の稼働に伴い発生する振動防止のため、実行可能な範囲で適切な環境保全対策を計画しており、影響の回避または低減は図られるものとする。</p>	予測地点	予測値	目標値	SV-5~SV-7	25.3~48.2 dB	65 dB																																						
予測地点	予測値	目標値																																											
SV-5~SV-7	25.3~48.2 dB	65 dB																																											
4. 悪臭																																													
<p>煙突排ガスの排出</p>	<p>戸吹清掃工場、北野清掃工場の焼却方式は、計画施設と同様の全連続燃焼式焼却炉であり、両施設ともに同一市内のごみを焼却しており、ごみ質も計画施設とおおむね同様と考えられる。これら類似施設における煙突排出口の臭気排出強度は、以下のとおり計画施設の目標値を下回っていることから、計画施設においても目標値を下回ると考えられる。</p> <table border="1" data-bbox="411 2362 1129 2460"> <thead> <tr> <th>類似施設</th> <th>測定結果</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸吹清掃工場</td> <td>3.1×10<sup>5</sup> m<sup>3</sup> N/min</td> <td rowspan="2">1.5×10<sup>8</sup> m<sup>3</sup> N/min</td> </tr> <tr> <td>北野清掃工場</td> <td>2.5×10<sup>5</sup> m<sup>3</sup> N/min</td> </tr> </tbody> </table> <p>本施設の稼働に伴い発生する煙突排ガスによる悪臭汚染防止のため、実行可能な範囲で適切な環境保全対策を計画しており、影響の回避または低減は図られるものとする。</p>	類似施設	測定結果	目標値	戸吹清掃工場	3.1×10 <sup>5</sup> m <sup>3</sup> N/min	1.5×10 <sup>8</sup> m <sup>3</sup> N/min	北野清掃工場	2.5×10 <sup>5</sup> m <sup>3</sup> N/min	<p>調査結果、予測結果により必要と判断し、施設の設置に関する計画に反映した事項はない。</p>	<p>調査結果、予測結果により必要と判断し、施設の維持管理に関する計画に反映した事項はない。</p>																																		
類似施設	測定結果	目標値																																											
戸吹清掃工場	3.1×10 <sup>5</sup> m <sup>3</sup> N/min	1.5×10 <sup>8</sup> m <sup>3</sup> N/min																																											
北野清掃工場	2.5×10 <sup>5</sup> m <sup>3</sup> N/min																																												
<p>施設からの悪臭の漏洩</p>	<p>戸吹清掃工場、北野清掃工場では、悪臭防止対策として、ごみピット内の負圧、プラットホーム出入口にエアカーテンの設置、ごみピットに自動扉の設置、炉停止時の脱臭の措置を実施している。これら類似施設における敷地境界の臭気指数は、以下のとおり計画施設の目標値を下回っていることから、計画施設においても目標値を下回ると考えられる。</p> <table border="1" data-bbox="411 2605 1129 2703"> <thead> <tr> <th>類似施設</th> <th>測定結果</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸吹清掃工場</td> <td>10未満</td> <td rowspan="2">12</td> </tr> <tr> <td>北野清掃工場</td> <td>10未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>本施設において実施する施設からの漏洩による悪臭汚染防止のための対策は、実行可能な範囲で適切な環境保全対策を計画しており、影響の回避または低減は図られるものとする。</p>	類似施設	測定結果	目標値	戸吹清掃工場	10未満	12	北野清掃工場	10未満																																				
類似施設	測定結果	目標値																																											
戸吹清掃工場	10未満	12																																											
北野清掃工場	10未満																																												

## 第5章 その他の調査項目の評価

「東京都環境影響評価条例施行規則」(昭和56年8月 東京都規則第134号)第6条に掲げる環境影響評価項目のうち、「施設の存在」による景観及び風環境、「施設の稼働」による温室効果ガスについて、調査、予測及び影響の分析を行った。各調査項目の総合的な評価は、以下に示すとおりである。各項目とも影響は小さいと考える。

調査項目	現況把握、予測、影響の分析の結果の整理	施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容	維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容
1. 景観			
施設の存在	<p>施設の存在による高尾山(かすみ台展望台)からの眺望景観への影響については、工場棟の可視部分が増え、煙突の可視位置がやや移動するが、計画地から眺望地点までは3 km以上離れており、眺望景観に大きな変化は及ぼさないものとする。なお、建築物の色彩や形状については、「八王子市景観計画」(平成23年10月 八王子市)に定める景観形成基準に基づいた外観とし、周囲との調和のとれた景観とする。</p> <p>したがって、環境保全上の目標との整合は図られているものとする。</p> <p>【高尾山(かすみ台展望台)からの眺望景観】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>現況</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>供用後</p>  </div> </div>	調査結果、予測結果により必要と判断し、施設の設置に関する計画に反映した事項はない。	調査結果、予測結果により必要と判断し、施設の維持管理に関する計画に反映した事項はない。
2. 風環境			
施設の存在	<p>計画建物の建設後、計画地内で3地点、計画地周辺では穎明館中学高等学校南側1地点でランク1からランク2へ変化すると予測された。計画建物の建設前後におけるランク1～2の占める割合は、建設前が約95%、建設後が約96%であり、予測範囲内は住宅街や公園として用いることが許容される好ましい環境である。</p> <p>したがって、環境保全上の目標との整合は図られているものとする。</p> <p>【村上周三氏らの提案する風環境評価指標を用いた風環境の評価結果】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>建設前</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>建設後</p>  </div> </div>	調査結果、予測結果により必要と判断し、施設の設置に関する計画に反映した事項はない。	調査結果、予測結果により必要と判断し、施設の維持管理に関する計画に反映した事項はない。
3. 温室効果ガス			
施設の稼働	<p>本施設では、電気及び都市ガスの使用、ごみの焼却により96,615 t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガスが排出されると予測されるが、ごみ発電による温室効果ガス排出削減量によって、9,780 t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガスの削減が見込まれる。</p> <p>また、事業の実施にあたっては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年10月 法律第117号)に示される事業者の責務である「温室効果ガスの排出の抑制措置」、「環境確保条例」に示される「地球温暖化の対策の推進」を実施していく。</p> <p>したがって、施設の稼働に伴う環境への温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量及びその削減の程度は、環境保全上の目標を満足しているものとする。</p>	調査結果、予測結果により必要と判断し、施設の設置に関する計画に反映した事項はない。	調査結果、予測結果により必要と判断し、施設の維持管理に関する計画に反映した事項はない。

